

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第59条・第60条）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 基本チェックリスト 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1をいう。</p> <p>（事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者及び介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者及び介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第5条 介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修を修了した者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第59条）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 基本チェックリスト 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1をいう。</p> <p>（事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第5条 介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修を修了した者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 略</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第10条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の実施地域（介護予防訪問介護相当サービス事業所が通常時に当該介護予防訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター（法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第10条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の実施地域（介護予防訪問介護相当サービス事業所が通常時に当該介護予防訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>当該委託を受ける指定居宅介護支援事業者。第15条を除き、以下同じ。)への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(地域包括支援センター等との連携)</p> <p>第14条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「<u>地域包括支援センター等</u>」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(第一号事業支給費の支給を受けるための援助)</p> <p>第15条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業として実施するものをいう。以下同じ。)を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター(法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、当該委託を受ける指定居宅介護支援事業者を含む。)に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(ケアプランに沿ったサービスの提供)</p> <p>第16条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、ケアプラン(要支援認定等によって総合事業対象者であると判断された場合に、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。)が作成されている場合は、当該ケアプランに沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地域包括支援センター</u>等に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報提供を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第26条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての</p>	<p>なければならない。</p> <p>(地域包括支援センター等との連携)</p> <p>第14条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(第一号事業支給費の支給を受けるための援助)</p> <p>第15条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業として実施するものをいう。以下同じ。)を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(ケアプランに沿ったサービスの提供)</p> <p>第16条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、ケアプラン(要支援認定等によって総合事業対象者であると判断された場合に、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地域包括支援センター</u>に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報提供を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第26条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第28条の2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活</u></p>	<p>重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>4 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(不当な働きかけの禁止)</p> <p>第33条の2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの担当者、居宅要支援被保険者又は基本チェックリストの記入内容が介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第34条の2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第35条の2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第30条 略</p> <p>(不当な働きかけの禁止)</p> <p>第33条の2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者は、ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの担当者、居宅要支援被保険者又は基本チェックリストの記入内容が介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</u></p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>(2) <u>当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用料の受領)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用料の受領)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>4 前項第2号に掲げる費用については、<u>指定居宅サービス等基準第96条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、<u>全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 <u>介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>4 前項第2号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第50条 略</p> <p>(衛生管理等)</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>第51条 略</p> <p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>3 令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第51条の2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p>第52条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第44条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第53条 略</p>	<p>第51条 略</p> <p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p>第52条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第53条 略</p>

奥州市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、<u>第28条の2</u>、第30条から第34条まで、<u>第35条の2</u>、第36条及び第37条の2の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「<u>介護予防通所介護相当サービス事業者</u>」と、「<u>介護予防訪問介護相当サービス事業所</u>」とあるのは「<u>介護予防通所介護相当サービス事業所</u>」と、「<u>介護予防訪問介護相当サービス</u>」とあるのは「<u>介護予防通所介護相当サービス</u>」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>介護予防通所介護相当サービス従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第59条 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者及び介護予防訪問介護相当サービス若しくは介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この告示の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>介護予防訪問介護相当サービス事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者及び介護予防訪問介護相当サービス若しくは介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第60条 略</p>	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の2の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、<u>第8条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第59条 略</p>